

保険  
薬局

# 開局時間のご案内

月木 9:00-19:00

火金 9:00-17:00

水 9:00-12:00

土日・祝日 休み

●夜間・休日等加算の対象時間

平日 19:00-翌朝8:00まで

土曜日 13:00-翌朝8:00まで

日・祝日 終日

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 19:00-22:00 6:00-8:00

深夜加算 22:00-6:00

緊急連絡先（転送電話）0133-26-3718

# 調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料 1 . . . . . 45  
点

後発医薬品調剤体制加算 3 . . 30点

医療DX推進体制整備加算 2 . . . 8  
点

連携強化加算 . . . . . 5  
点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

# 訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。

ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 介護保険の方

## 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2-9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

## 医療保険の方

## 在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

# 困ったらかかりつけ薬剤師におまかせ

お薬がたくさんあつて  
間違えそうになる

いろいろな  
病院で薬を  
もらっている



こんなこと  
医師にいっても  
いいのかなあ...



いつでも  
相談OK

専任の薬剤師が  
あなたの薬を管理



担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名  
いただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤  
師が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週32時間以上勤務しています（育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上）。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

# 取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律  
→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法  
→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療  
研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



# 医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

## マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの保険証利用促進など、医療DXで質の高い医療を目指しています。



## オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認で患者さんの診療・薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。



※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。

## 電子処方せんの活用

電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危険性を減らせます。



電子処方せんは、マイナンバーカード活用で最大限に機能し、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。

紙の処方せん

自分の記憶

マイナ保険証

自分の記憶

過去1ヶ月-5年分のデータ

+

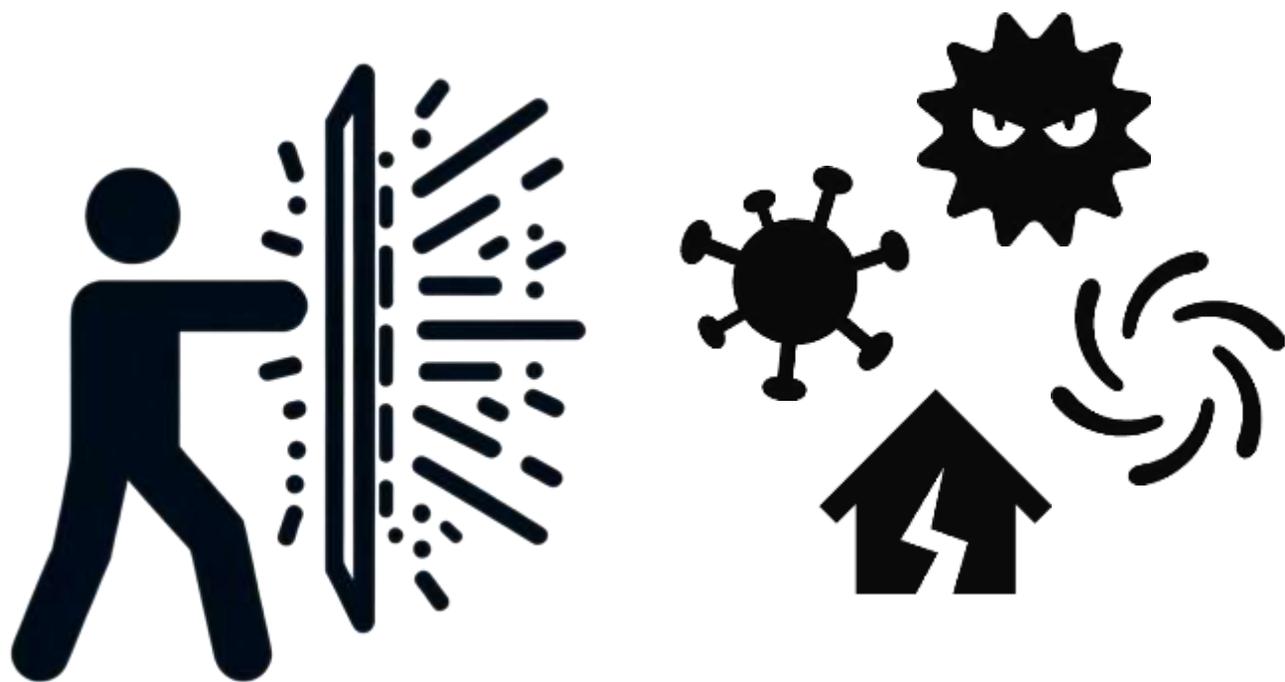
電子処方せん

直近-100日前

過去1ヶ月-5年分のデータ

健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

# 感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

# 2024年10月から薬の自己負担が変わります 長期収載品の選定療養について



## 長期収載品の選定療養ってなに？

- 先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、価格差の一部をご負担いただきます。
- 医療上の理由がない限り、「特別の料金」+消費税が加算されます。
- この料金は薬局の収入にはなりません。
- 医療保険財政の改善を目的としています。

※医師・薬剤師の判断、供給不安定な品目は対象外。

※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選択。

※薬剤料以外の費用は、これまでと変わらず。

先発医薬品  
2024年9月まで

保険給付	一部負担
------	------

ジェネリック  
医薬品

保険給付	一部負担	先発医薬品とジェネリックの価格差
------	------	------------------

先発医薬品  
2024年10月-

保険給付	一部負担	特別の料金*
------	------	--------

\*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。

患者負担の総額



## どのくらい高くなるの？

先発薬とジェネリックの差額の1/4に消費税を加えた額が特別料金となり、一部負担金が加算されます。例えば差額40円の場合、特別料金は10円+消費税です。自己負担額は個々で異なるため、詳しくは薬局でご確認ください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）  
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合

